

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、利害関係者は出席してください。

令和元年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 意見の聴取の日時

令和元年九月二十五日 午後七時から

二 意見の聴取の場所

北葛城郡王寺町王寺二丁目一番一八

王寺町やわらぎ会館 多目的ホール

三 意見の聴取の内容

王寺町長 平井康之（北葛城郡王寺町王寺二丁目一番二三）から申請のあった第一種中高層住居専用地域、第一種低層住居専用地域又は準住居地域である北葛城郡王寺町本町一丁目二〇五四番一、二〇五四番二、二〇七二番、二〇九二番一、二〇九二番二及び二一一〇番の各一部並びに元町一丁目二三〇四番一の一部における義務教育学校及び給食センターの新築に係る建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定による許可について

四 建築物の建築の計画の概要

- 1 用途 義務教育学校及び給食センター
- 2 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 3 敷地面積 三四、七一六・六三平方メートル
- 4 建築面積 六、四一〇・二一平方メートル
- 5 延べ面積 一七、九七九・九四平方メートル
- 6 敷地の位置 北葛城郡王寺町本町一丁目二〇五四番一、二〇五四番二、二〇七二番、二〇九二番一、二〇九二番二及び二一一〇番の各一部並びに元町一丁目二三〇

四番一の一部